

議事日程

守口市門真市消防組合議会定例会

平成二十七年三月二十六日（木）

午前十時開会

日程	事件番号	事件名	備考
第一		会期について	
第二	議案第一号	平成二十六年守口市門真市消防組合会計補正予算（第一号）	
第三	議案第二号	守口市門真市消防組合行政手続条例の一部を改正する条例案	
第四	議案第三号	平成二十七年守口市門真市消防組合会計予算	
第五	議案第四号	消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	

平成二十七年三月二十六日

守口市門真市消防組合議定会定例会会議録

守口市門真市消防組合議会定例会会議録

(守口市門真市消防組合消防本部長会議室)

出席議員(十五名)

○ 議事日程

平成二十七年三月二十六日(木) 午前十時開会

日程第一 会期について

日程第二 議案第一号 平成二十六年年度守口市門真市消防

組合会計補正予算(第一号)

日程第三 議案第二号 守口市門真市消防組合行政手続条

例の一部を改正する条例案

日程第四 議案第三号 平成二十七年年度守口市門真市消防

組合会計予算

日程第五 議案第四号 消防職員の給与に関する条例等の

一部を改正する条例案

一番	武田 朋久 議員
二番	内海 武寿 議員
三番	井上 まり子 議員
四番	戸田 久和 議員
五番	吉水 丈晴 議員
六番	日高 哲生 議員
七番	亀井 淳 議員
八番	福西 寿光 議員
九番	真崎 求 議員
十番	松本 満義 議員
十一番	西田 久美 議員
十二番	小鍛冶 宗親 議員
十三番	木村 剛久 議員
十四番	甲斐 礼子 議員
十五番	池嶋 一夫 議員

○ 地方自治法第二百二十一条に基づく出席者

管理者	西端勝樹
副管理者	園部一成
消防長	児玉勝美
次長	稲田英之
守口消防署長	日比敏夫
門真消防署長	四橋勝
警備課長	熊本正雄
総務課長	久野隆博
予防課長	前嶋文夫
司令課長	片山英樹
特別救助隊長	好川和彦
会計管理者	奥野清一

○ 守口市・門真市防災担当部局出席者

守口市市民生活部長	神野浩一
守口市危機管理課長	西端義晶
門真市総務部長	森本訓史
門真市総務部次長	重光千代子
門真市危機管理課長	石丸琢也

○ 議会事務局出席職員

門真消防署副署長	西尾秀昭
警備課参事	土井義治
守口消防署消防第二課長	池邨行弘
特別救助隊第一隊長補佐	中田一人
総務課課長補佐	山田幸彦
総務課主幹	降幡博
総務課総務係長	阪本利弘
総務課総務係	中谷全利

~~~~~

午前十時開会

○ 池嶋一夫議長 これより、組合議会定例会を開会いたします。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜りまして、深く敬意を表す次第でございます。

また、平素は組合議会の運営につきまして、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、本日の案件は全て重要なものとなっておりますので、慎重なる御審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

次に、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 池嶋一夫議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中にもかかわらず、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、平素から消防行政の推進につきまして、常に適切な御指導、御助言を賜り、心から感謝を申し上げます。でございます。

さて、本定例会におきましては、平成二十六年年度補正予算を初め、条例及び平成二十七年年度予算の御審議をいたたくことと相成っております。なお、平成二十七年年度予算につきましては、署所の整備を初め、高規格救急自動車等の更新整備を予定しておりますが、詳細につきましては、後ほど担当から御説明を申し上げます。何とぞよろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 池嶋一夫議長 それでは、これより会議を開きます。

書記から本日の欠席議員等の報告を受けます。

○ 山田幸彦総務課課長補佐 御報告申し上げます。

本日は十五名全員の御出席でございます。

以上、御報告を終わります。

○ 池嶋一夫議長 定足数は超えておりますので、会議は成立いたします。

この際本日の会議録署名議員を定めます。四番戸田議員、十一番西田議員にお願い申し上げます。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 池嶋一夫議長 これより議事に入ります。本日の日程は、お手元の議事日程のとおり、日程第一「会期について」から日程第五、議案第四号「消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」までの計四件を付議すべきこととなっております。

日程に先立ち、私から御報告申し上げます。

監査委員から平成二十六年十二月から平成二十七年二月までに行われました「例月出納検査の結果について」及び平成二十六年十二月一日から平成二十七年二月十九日まで実施されました「平成二十六年定期監査の結果報告」について、それぞれ文書をもって報告がなされております。以上で報告事項を終わります。

引き続き、日程に入ります。それでは、日程第一「会期について」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 池嶋一夫議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

次に移ります。日程第二、議案第一号「平成二十六年度

守口市門真市消防組合会計補正予算(第一号)」を議題といたします。

- 二番 内海武寿議員 議長

- 池嶋一夫議長 内海議員

- 二番 内海武寿議員 この際動議を提出いたします。

ただいま議題とされました議案第一号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されることを望みます。

- 池嶋一夫議長 ただいま内海議員から、議案第一号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されたいとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題とし、お諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 池嶋一夫議長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議題の朗読は省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

- 久野隆博総務課長 議長

- 池嶋一夫議長 久野総務課長

- 久野隆博総務課長 それでは、議案第一号「平成二十六年

度守口市門真市消防組合会計補正予算(第一号)」につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件議一―一をお開きいただきたいと存じます。

第一条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ二百四十万七千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三十六億五百三十一万千円にさせていただくとするものでございます。

それでは、内容につきまして歳出から御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件議一―七をお開きいただきたいと存じます。

減額の内容でございますが、本年度におきましては、早期退職者六名分の退職手当の増額に伴い、退職手当が四千七百万九千円不足する状況でございますが、入札を実施しました結果、付議事件議一―八、消防施設費の工事請負費で二百三十万円、自動車等購入費で三百九十万円の不用額が生じ、その他、給料、職員手当等の費目を精査し、総計におきまして二百四十万七千円の不用額を計上したものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。恐れ入りますが、付議事件議一―四及び一―五にお戻りいただきます。よろしくお願いいたします。

まず、繰越金でございますが、平成二十五年度決算の繰越金追加分七千九百九十五万五千円を増額しております。また、自動車等購入費及び大阪府防災行政無線整備費の減額に伴いまして、消防債の借入額を百五十万円減額計上することにより、分担金で七千二百八十六万二千円の減額と相成ったものでございます。

なお、この補正によります分担金の減額分七千二百八十六万二千円の算出表は、付議事件議一―六のとおりでございます。守口市分が三千八百八十三万二千円、門真市分が三千四百三万円の減額となります。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 池嶋一夫議長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第一号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 池嶋一夫議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第三、議案第二号「守口市門真市消防組合行政手続条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

- 山田幸彦総務課課長補佐 議案第二号

守口市門真市消防組合行政手続条例の一部を改正する条例案

守口市門真市消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成二十七年三月二十六日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

- 池嶋一夫議長 提案理由の説明を求めます。

- 久野隆博総務課長 議長

- 池嶋一夫議長 久野総務課長

- 久野隆博総務課長 それでは、議案第二号「守口市門真市消

防組合行政手続条例の一部を改正する条例案」につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件議二一から二一四までを、あわせまして付議事件参考資料議二一から二一五までを御参照賜りたいと存じます。

国におきましては、行政不服審査制度の抜本的な見直しに伴い、行政手続法の一部が改正され、本年四月一日から施行されます。

その内容は、処分及び行政指導に関する手続について、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的とするものでございます。

この行政手続法は、地方公共団体が行う処分及び行政指導に関しましては、適用除外とされているため、本消防組合の守口市門真市消防組合行政手続条例につきましても、同法の趣旨にのっとり、同様の改正を行おうとするものでございます。

それでは、条例の主な改正内容について、御説明申し上げます。

第三十三条第二項は、許認可権限の根拠の明示についての手続を定めるものでございます。

次に、第三十五条は、行政指導の中止等の求めについての手続を定めるものでございます。



第三十六条は、処分等の求めについての手続を定めるもの  
でございます。

その他の改正は規定の整備でございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日を平成二十  
七年四月一日と定めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の  
上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 池嶋一夫議長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結  
いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結い  
たします。

これより、議案第二号を採決いたします。本案を原案のと  
おり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案の  
とおり可決いたしました。

次に移ります。日程第四、議案第三号「平成二十七年度守  
口市門真市消防組合会計予算」を議題といたします。

議題の朗読は省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、議案第三号「平成二十七年度  
守口市門真市消防組合会計予算」につきまして御説明申し上  
げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件参考資料の議三  
―一及び三―二を御覧いただきたいと存じます。

まず、予算の概要でございますが、予算総額が三十七億二  
千六百六十七万四千円で、前年度と比較いたしますと一億千  
八百九十五万六千円、率にいたしまして三・三%の増となっ  
ております。

歳出予算の性質別経費の比率は、人件費が八十二・八%、  
物件費が四・九%、投資的経費が五・一%、その他の経費が  
七・二%となっております。

それでは、予算書によりまして、御説明申し上げます。恐  
れ入りますが、予算書の一ページをお開きいただきたいと存じ  
ます。

まず、予算の総額でございますが、第一条で歳入歳出それ  
ぞれ三十七億二千六百六十七万四千円と定めさせていただ

ております。

次に、第二条で地方債の限度額及び条件などを、第三条で一時借入金の最高額について定めさせていただいております。続きまして、内容につきまして、歳出から御説明申し上げます。恐れ入りますが、十四ページを開きいただきたいと存じます。

一款議会費から十七ページ二款総務費までにつきましては、特段申し上げることはございません。

次に、十八ページ三款消防費、一項消防費、一目常備消防費につきましては、三十三億八百九十六万七千円を計上いたしております。そのうち、二節給料から十九ページ四節共済費までの人件費につきましては、二十五ページから二十九ページに一般職の給料、職員手当の状況などを記載いたしております。

八節報償費から二十ページ十二節役務費までにつきましては、特段申し上げることはございません。

十三節委託料につきましては、高機能消防指令センターを初めとする施設機器保守管理、職員健康診断などの委託料でございます。

二十一ページ十五節工事請負費につきましては、三郷出張所待機室改修工事などを施すものでございます。

十八節備品購入費のうち事業用器具費につきましては、消防用ホースを初め、各種警防、救急、救助用の資器材などの購入費用でございます。

十九節負担金、補助及び交付金のうち負担金にありましては、消防用ヘリコプター運営費、救急安心センターおおさか運営費などに対します負担金で、研修負担金にありましては、消防大学校、府立消防学校、救急救命士養成所を初め、その他専門教育機関に職員を研修派遣するものでございます。

二十二節補償、補填及び賠償金から二十二ページ二十七節公課費までにつきましては、特段申し上げることはございません。

続きまして、二目消防施設費は、一億九千一百一十万円を計上いたしております。

十三節委託料につきましては、葺島、千石出張所耐震診断業務の委託料でございます。こちらは用地購入を初め、統合庁舎建設の一連事業に、手厚い財政措置のあります緊急防災減災事業債を充当するため、その対象事業としての条件の一つに、両出張所のIs値を算定する必要があることから耐震診断を行うものでございます。

十五節工事請負費につきましては、門真本署屋上防水改修工事を施すものでございます。

十七節公有財産購入費につきましては、葎島、千石出張所  
統合庁舎建設用地の購入費用でございます。

十八節備品購入費につきましては、高規格救急車を一台整  
備するものでございます。

次に、二十三ページ四款公債費及び五款予備費までにつ  
きましては、特段申し上げることはございません。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。恐れ入  
りますが、八ページにお戻りいただきたいと存じます。

二款使用料及び手数料から申し上げます。一項手数料につ  
きましては、二百万円を計上いたしております。

次に、九ページ三款府支出金、一項府負担金にありまし  
ては、府立消防学校派遣教官人件費の返戻金、二項府補助金に  
ありましては、ヘリコプター運営費に対します補助金でござ  
います。

十ページ四款財産収入、一項財産運用収入にありましては、  
基金によります利子、二項財産売却収入にありましては、車  
両更新に伴う廃車売却料でございます。

十一ページ五款繰越金は、本年度につきましては千万円を  
計上いたしております。

次に、六款諸収入は、救急業務に対します西日本高速道路

株式会社からの支弁金が主なものでございます。

続きまして、十二ページ七款組合債は、葎島、千石出張所  
統合庁舎建設用地及び消防車両の購入に対しまして一億八千  
二百三十万円を計上いたしております。

最後になりましたが、一款分担金及び負担金につきまして  
御説明申し上げますので、八ページにお戻りいただきたいと  
存じます。

ただいま御説明申し上げました歳入以外に、三十五億千八  
百六十一万四千円が必要となりますので、十三ページの算出  
表のとおり、分担金として守口、門真構成両市に御負担をお  
願いするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議  
の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 池嶋一夫議長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○ 七番 亀井淳議員 議長

○ 池嶋一夫議長 亀井議員

○ 七番 亀井淳議員 予算、二十二ページの十七節の公有財産  
購入費で、統合庁舎の建設用地購入ということになっている  
んですけども、その中で、その十二月の議会の中でも少し質  
問さしていただいたのですが、千石出張所と葎島の出張所を

統合する立地の問題等の中で、その周辺の住民との関係とか、それから出勤経路の問題とか、ルールを聞かしていただいたんですけども、今後のこの出張所建設についてどのように対応されていくのか、お聞かせください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 亀井議員の質問にお答えします。

消防組合といたしましては、門真市南部地域防災拠点としての地域住民が利用できる施設を考え、近隣等におけるサイレン音、出動する導線など住民説明等を実施し、御理解、御協力を得るため対応していく所存であります。

また、第二京阪道路に接続する道路についても計画されていると聞いております。

以上です。

○ 七番 亀井淳議員 議長

○ 池嶋一夫議長 亀井議員

○ 七番 亀井淳議員 今も答弁でありましたように、この門真団地は今建替えをしております、今後については、地域の防災拠点として、防災公園等についても建設が予定されています。そういう点で、門真市として今、防災計画の見直し作業に入りつつあるんですけども、この防災計画と消防との関

係についてはどのようにされているのか。その検討会議等については開かれているのかお聞かせください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 門真市防災計画作成につきましては、消防長が門真市防災会議に委員として出席しており、現在審議をしているところでございます。二十七年度につきましては、修正案を基に改定作業を行っていく予定であります。

市民の安心安全に配慮できる計画であることが重要と考えております。

以上です。

○ 池嶋一夫議長 ただいまの亀井議員の御発言は、御要望として承ってよろしいですか。

○ 七番 亀井淳議員 はい。

○ 池嶋一夫議長 他にございませんか。

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第三号を採決いたします。本案を原案のと

おり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 池嶋一夫議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第五、議案第四号「消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。それでは、書記をして議題を朗読させます。

- 山田幸彦総務課課長補佐 議案第四号

消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案  
消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成二十七年三月二十六日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

- 池嶋一夫議長 提案理由の説明を求めます。

- 久野隆博総務課長 議長

- 池嶋一夫議長 久野総務課長

- 久野隆博総務課長 恐れ入りますが、追加でお渡ししております付議事件議四―一から四―八を、あわせまして参考資料議四―一から四―十一を御参照賜りたいと存じます。

平成二十六年の人事院勧告におきまして、地域間の給与配

分の適正化などを図るため、給与制度の総合的見直しが勧告されました。

また、守口市では、昨日三月二十五日に開催されました市議会におきまして、国に準じた内容で職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が可決されました。

本消防組合におきましても、これらの動きを受け消防職員給与の改正に向け、種々検討を加えてまいりました。その結果、消防職員の給与制度につきましては、従来から管理者の属する守口市に準じた内容で条例改正をしてきたことから、今回におきましても同内容で条例改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

第一条は、消防職員の給与に関する条例の一部改正で、別表の給料表を平均約二%を引き下げようとするものでございます。

次に、第二条でございますが、守口市門真市消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正で、第七条の四は、退職手当の算定の基礎となる給料月額が、この度の改正により引き下げとなりますことから、現行の退職手当の範囲内で、消防職員の公務への貢献度をよりの確に反映させるよう職責に応じて加算される調整額を、国と同様に改めようとするも

のでございます。

次に、第三条は、平成二十四年に制定いたしました消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正の規定でございますが、本条例の附則におきまして、新たに給料月額経過措置を規定することから削除しようとするものでございます。

次に附則でございますが、第一項は、施行期日を平成二十七年四月一日とするものでございます。

第二項及び第三項は、第一条の給料表の改正に伴いまして、施行日における給料月額が、施行日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、平成三十年三月三十一日までの間、給料月額の他その差額に相当する額をそれぞれ給料として支給しようとするものでございます。

第四項は、委任規程でございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 池嶋一夫議長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第四号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより一般質問に入ります。通告のございました戸田議員から質問を受けることといたします。

戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 はい。二つの項目について質問します。

まず一点目、守門消防組合議会のホームページと議事録の掲載について、まず一点目、先日私は、三月二十三日月曜日に消防議会のホームページを見ましたら、二十四年、平成二十六年十二月二十五日の会議録は見る事ができるんですけども、七月の会議録は見る事ができませんでした。このホームページの中で消防議会のホームページですね、過去の組合議会・組合議会議事録・行政視察結果というのがあって、個々では二十一年、平成二十三年度からの会議録は全て読

めるんですけども、ただ一つ、二千十四年、平成二十六年七月消防議会議事録だけは載っていないために読むことができませんでした。なぜこういうことになっていたのか。今はどうなっているのかをお聞かせください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 戸田議員の質問にお答えします。

十二月議会の会議録をホームページに掲載する作業において、誤操作及び確認不足により七月議会の会議録へのリンクができない状態になったものと思われまます。議員御指摘の後、早急にリンクできる状態に戻させていただきました。今後このようなことがないよう、ホームページ更新作業者だけでなく、別の者も再度確認するなど徹底していきたいと考えております。

以上です。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 分かりました。

このホームページ問題についてもう一つ。

守門消防組合はホームページを持っていますとか、消防ホームページで消防組合議会の会議録を読めますというような

周知はどのようにされてますでしょうか。門真守口のそれぞれの両市のホームページ、広報などでは掲載されているでしょうか。また、守口市門真市消防組合の発行物に掲載されていますでしょうか。

特に、消防組合議会の会議録の方は、その存在があまり周知されていないような気がするのですけれどもどうでしょうか。時々、談合疑惑問題とかいろんなこと、重要な審議論議もされておりますし、もし、周知が不足だとすれば改善すべきと思えますけれども、どのように周知を改善していく予定かお聞かせください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 ホームページの保有にありましては、両市広報におきまして、詳細はホームページを御覧ください、一部の記事ではありますが記載しております。また、両市ホームページにおきまして、リンク集の中に関係機関としてリンクしていただいております。その他では、各種キャンペーンや講習会等で配布いたします、消防組合作成のリーフレットやティッシュ等にホームページのアドレスを記載し、周知しております。

消防組合議会の会議録にありましては、議員御指摘のとお

り周知できてはおりません。今後、市民に周知出来るように広報への掲載等につきまして、構成両市と調整し、周知していきたいと考えております。

以上です。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 ぜひ、せっかく議事録があつて、市民はなかなか、ほとんど傍聴をしないし、議員にしにくい状況ですから、この議事録がちゃんとあるんだということについて周知をぜひお願いしたい。また、広域議会の消防で、こういう議事録やホームページを公開しているのはまだ少ないはずです。

さて次の項目です。第二項目。昨年七月消防議会で取り上げた怪文書問題について聞きます。なぜこの問題を今取り上げるのか、それを主旨や狙いについてちょっと大変な事なのでまず、あらかじめ若干長いですが説明させていただきます。昨年七月消防議会で私への、門真市議の戸田への三月十三日付けの発送の封書と五月二日付け発送のハガキの問題を取り上げました。職員の実名を挙げて、公金横領だとか、職員の自殺だとか、パワハラを通報するという刺激的な内容でしたが、質問準備の段階で私と消防当局に文書の内容を知らせ

て、そこで指摘されてる問題を調査してもらい、その結果をもつて私と当局が質疑応答を事前に重ねて協議した結果、内容の真実性がない怪文書であろうと認識を私は持ちました。しかし同時に、その発信者が守門消防の内部事情に詳しい者、つまり職員か、その何らかの関係者であろうと思えることが非常に重要だと思いました。

私はあえてこの怪文書問題を七月消防議会で取り上げたのは、質問答弁を通じて怪文書内容が真実でないことを浮かび上がらせると同時に、守門消防の内部事情に詳しい者がこういう怪文書を議員である私に出してきた理由や背景を多くの人に考えてもらえる必要があると思つたからです。

また、公開の議会の場で市民に行うことによつて、虚構を、嘘を展開する怪文書を議員に出したりすれば、かえつて出した側が追及されていくきっかけになることを示して、いかがわしい怪文書で消防議員や消防関係者を惑わすくらみの抑止になることを考えてのことでした。

しかし、七月消防議会や十二月消防議会の会議録で、「一般質問中において投書文書中の言葉とはいえ、公金横領や組織にパワハラがあるかのような指摘があつたことは、議会全体の問題でもあり執行権を発揮し、故人の名誉のためにも再調査し、報告するよう議長、副議長に要望があつたとか、そ



の結果の調査によって公金横領疑惑については、現金等過不足並びに不正及び不明な支出は認められず適正に執行されていた。パワハラ疑惑については、現認した者やそう聞いた者がいないことから組織内のパワハラに事実はなかったと断定するものである。」と書かれており、ところが全くそのとおり、事実そのとおりなんです、この書かれていますことからだけ見てしまうと、まるで私が怪文書の記述を安易に信じて、当局に何の問い合わせをせずに、軽率に質問したかのように、そういう印象を持たれかねません。

現に、門真市共産党議員団発行の門真民報一月十一日号の記事では、「戸田議員の臨時会一般質問における公金横領疑惑、パワハラ疑惑について、事実は認められなかったと調査結果報告」という見出しが付けられ、記事として書かれていることはそれぞれ事実ではあるけれども、全体としては事の本質の大事な部分が全く捉えられずに、私がちゃんとした考えもなしに質問したかのような印象を与えかねないものになっております。

そこで改めてこの怪文書問題についてお聞きします。まず一番、七月消防議会後に行った調査は、いつからいつまでの期間で行ったのか。

調査する主体は誰と誰で、調査された側はどのような職種、

職階の人たちだったのか。

怪文書の差出人は誰か。又は、どういう立場の者でありそうかなどの調査はしたか。

もしそういう調査をしなかったとすれば、そうした場合の弊害を考えてのことだろうと思うが、それはどういう弊害かについてとりあえずお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 まず一点目、調査した期間についての御質問ですが、慎重な調査が必要なことから、調査に二ヶ月、報告書作成に一ヶ月、合わせて約三ヶ月間を要したものでございます。

質問の二番目、調査する主体と調査された側についてということですが、私、総務課長を中心に調査を行い、公金横領疑惑につきましては、公金支出事務に携わる職員に対し調査を行いました。また、パワハラにつきましては、同じフロアに勤務する職員に対し確認を行いました。

三番、差出人は誰か、どういう立場の者かという質問ですが差出人の特定については調査はしておりません。

四番、調査しなかった弊害につきましては、弊害といえますか差出人を特定する方法もなく、特定ということは考えず

事実の有無について再調査したものでございます。

以上です。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 今の答弁を受けて差出しについての調査はしなかったということで、それはそれで結構ですけども、怪文書の内容から考えれば、差出人は守門消防の職員か若しくはその何らかの関係者であろうと考えるのは妥当ではないでしょうか。

また、怪文書が議会で公開的に取り上げられることによつて、そうされなかった場合の口コミでいろんな噂が広げられて疑心暗鬼が生まれてしまうよりは、真実をはつきりさせ、怪文書の再発を抑制できたと考えられるのではないのでしょうか。答弁をお願いします。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 議員御指摘のとおり、職員又はその何らかの関係者の可能性が高いと推測はされます。

怪文書の再発の抑止力になったかどうかは判断できませんが、五月二日発送されました議員あてのはがき以降、怪文書等は確認できてはおりません。

以上です。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 三番目。怪文書の作成者が守門消防の関係者の可能性が高いという意味では、後味の悪い事件ではありましたけれども、消防当局としてはこの事件をどのように捉えているか。組織のあり方、運営の仕方などについて思うところを述べていただきたい。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 組織に何らかの不満を持ち、また、いろんなことを抱えている職員もいると思われるため、今後とも明朗で風通しの良い職場作りを進めていきたいと考えております。

以上です。

○ 四番 戸田久和議員 結構です。よろしくお願いします。

○ 池嶋一夫議長 他に質問ございませんか。  
(「はい」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 ないようでございますので、これをもって、一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て

議いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 池嶋一夫議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、提出いたしました全ての案件につきまして、終始慎重に御審議の上、速やかなる御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、議員各位より賜りました御意見等につきましては、今後の消防行政に反映させてまいる所存でございます。

なお、本定例会は、議員各位の今任期中におけます、最後の議会となるわけでございますが、議員各位のこれまでの御苦勞に対しまして、改めて敬意を表しますとともに、今後も御精勵の上、御活躍をされますことを御祈念申し上げます、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○ 池嶋一夫議長 続きまして、閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、終始慎重なる御審議を賜り、滞りなく全日程を終わらせていただき、誠にありがとうございました。

ここに深く感謝の意を表すとともに、今後とも消防組合議会の円滑なる運営に、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、閉会の御挨拶といたします。

それでは、これをもちまして、本定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。御苦勞様でございます。

午前十時五十二分閉会

~~~~~